

宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱

平成 27 年 9 月 4 日
福祉保健部長寿介護課

（趣旨）

第 1 条 県は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、在宅・施設サービスの整備の加速・支援を拡充することを目的とし、予算の定めるところにより宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）事業（以下「基金事業」という。）を実施する市町村（市町村が民間事業者の実施する事業に対し補助する場合を含む。）又は民間事業者に対し補助金を交付するものとする。その交付については、医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について（平成 26 年 9 月 12 日付け厚生労働省医政局長、老健局長及び保険局長通知）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（以下「管理運営要領」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は次の各号によるものとする。

- （1）「介護施設等」とは、別表「（1）地域密着型サービス等整備等助成事業」、「（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」、「（3）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」、「（4）介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」、「（5）介護職員の宿舎施設整備事業」、「（6）地域密着型サービス等整備等助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」、「（7）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」、「（8）介護職員の宿舎施設整備事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」の「1 区分」の欄に掲げた施設をいう。
- （2）「民間事業者」とは、介護施設等を設置運営する社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社等の法人をいう。
- （3）「県補助事業」とは、県が、民間事業者が介護施設等の設置主体として実施する基金事業に対して補助金を交付する事業をいう。
- （4）「市町村実施事業」とは、県が、市町村が介護施設等の設置主体として実施する基金事業に対して補助金を交付する事業をいう。
- （5）「市町村補助対象事業」とは、市町村が、民間事業者が介護施設等の設置主体として実施する基金事業に対して補助金を交付する事業をいう。
- （6）「市町村補助事業」とは、県が、市町村補助対象事業に対して市町村に補助金

を交付する事業をいう。

(7) 「基金事業」とは次の事業をいう。

ア 地域密着型サービス等整備等助成事業

市町村が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として整備する施設や介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(別表「(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業 1区分」及び「(6) 地域密着型サービス等整備等助成事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分) 1区分」の欄に掲げた施設)について、市町村実施事業及び市町村補助事業

イ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

介護施設等が開設時から安定した質の高いサービスを提供する体制の整備を支援するため、施設開設準備や大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を行う施設、介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費(別表「(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 1区分」及び「(7) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分) 1区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業、市町村実施事業及び市町村補助事業

ウ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

既存施設のユニット化改修や特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護を目的とした改修、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換整備、介護施設等における看取り環境の整備、共生型サービス事業所の整備を実施する施設(別表(3)「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 1区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業及び市町村実施事業

エ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化を行う施設(別表(4)「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 1区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業及び市町村実施事業

オ 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材(外国人を含む。)を確保するため、宿舎整備を行う施設(別表「(5) 介護職員の宿舎施設整備事業 1区分」及び「(8) 介護職員の宿舎施設整備事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分) 1区分」の欄に掲げた施設)について、県補助事業及び市町村実施事業

(補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 市町村

(2) 前条第2号に規定する民間事業者であって、以下の要件を満たす者

ア 県税に未納がないこと。

イ 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

ウ 第 1 条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

エ その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

（補助対象経費及び補助金額の算定方法等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費及び算定方法等については、次のとおりとする。

（1） 地域密着型サービス等整備等助成事業

別表「（1）地域密着型サービス等整備等助成事業」及び「（6）地域密着型サービス等整備等助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ 土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用

エ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用

オ その他施設整備助成事業費として適当と認められない費用

（2） 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表「（2）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」及び「（7）介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」のとおりとする。ただし、対象となる経費は施設開設日前 6 か月間に要した経費に限り、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に定める地方公務員の給与に充てる費用

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

ウ その他施設開設準備経費等支援事業費として適当と認められない費用

（3） 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表「（3）既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。

ア 既に実施している事業に要する費用

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用

- ウ 土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用
 - エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業に要する費用
 - オ その他ユニット化改修等支援事業費として適当と認められない費用
- (4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
- 別表「(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。
- ア 既に実施している事業に要する費用
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
 - ウ その他新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費として適当と認められない費用
- (5) 介護職員の宿舎施設整備事業
- 別表「(5) 介護職員の宿舎施設整備事業」及び「(8) 介護職員の宿舎施設整備事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）」のとおりとする。ただし、次に掲げる費用は、補助金の交付の対象としない。
- ア 既に実施している事業に要する費用
 - イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
 - ウ 土地の買収又は整地など資産を形成する事業に要する費用
 - エ その他介護職員の宿舎施設整備事業費として適当と認められない費用

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合（間接補助事業にあつては、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額がある場合）には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない者（間接補助事業にあつては、当該補助金に係る消費税相当額が明らかでない事業主体に係る部分）については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第3条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金等交付申請書（別紙1）に添付すべき書類は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業及び地域密着型サービス等整備等助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）
 - ア 事業（変更）計画書（別記様式第1-1号）

- イ (変更) 収支予算書 (別記様式第 2 号)
 - ウ 申請額 (変更) 算出内訳書 (別記様式第 3 号)
 - エ 市町村補助事業にあつては、市町村補助対象事業者が市町村に対して行う交付申請に関する書類の写し
 - オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 (一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)
- ア 事業 (変更) 計画書 (別記様式第 1 - 2 号)
 - イ (変更) 収支予算書 (別記様式第 2 号)
 - ウ 申請額 (変更) 算出内訳書 (別記様式第 3 号)
 - エ 市町村以外の者にあつては、以下に掲げる書類
 - (ア) 第 3 条第 2 号アに係る納税証明書 (県税に未納がないことの証明) (原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。)
 - (イ) 第 3 条第 2 号イに係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第 4 号)
 - (ウ) 第 3 条第 2 号ウに係る誓約書 (別記様式第 5 号)
 - オ 市町村補助事業にあつては、市町村補助対象事業者が市町村に対して行う交付申請に関する書類の写し
 - カ その他知事が必要と認める書類
- (3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業並びに介護職員の宿舍施設整備事業及び介護職員の宿舍施設整備事業 (一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策)
- ア 事業 (変更) 計画書 (別記様式第 1 - 3 号)
 - イ (変更) 収支予算書 (別記様式第 2 号)
 - ウ 申請額 (変更) 算出内訳書 (別記様式第 3 号)
 - エ 市町村以外の者にあつては、以下に掲げる書類
 - (ア) 第 3 条第 2 号アに係る納税証明書 (県税に未納がないことの証明) (原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。写しでも可。)
 - (イ) 第 3 条第 2 号イに係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 (別記様式第 4 号)
 - (ウ) 第 3 条第 2 号ウに係る誓約書 (別記様式第 5 号)
 - オ その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の条件)

第 7 条 規則第 5 条の規定により、県が本補助金を交付するに当たっては、管理運営要領、規則及びこの要綱の定めによるほか、次の条件を付するものとする。

(1) 県補助事業における補助条件は次のとおりとする。

ア 事業の内容の変更 (第 10 条に規定する軽微な変更を除く。) をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- イ 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数を経過するまで知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- オ 規則第21条の規定による知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ク 事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- ケ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- サ 前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (2) 市町村実施事業における補助条件は、次のとおりとする。
- ア 事業の内容の変更（第10条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- エ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が50万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- オ 規則第21条の規定による知事の承認を受けて財産を処分をすることにより

- 収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- キ 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書並びに事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は保管しておかななければならない。
- ク 市町村が前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (3) 市町村補助事業における補助条件は次のとおりとする。
- ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- イ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ウ 事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書並びに事業に係る歳入及び歳出に係る証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- エ 市町村は、市町村補助対象事業による補助金を受けようとする民間事業者に対し、規則及びこの要綱を遵守させるとともに次の補助条件を付さなければならない。
- (ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（第10条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (イ) 市町村補助対象事業の中止又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
- (ウ) 市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- (エ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数の期間を経過するまで、市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (オ) 市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (カ) 市町村長の承諾を受けて財産を処分することにより収入があった場合に

は、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

- (キ) 市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は保管しておかなければならない。
 - (ク) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金については、この限りでない。
 - (ケ) 市町村補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - (コ) 市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
 - (カ) 前各号に掲げる条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市町村に納付させることがある。
- (4) 前号の規定により市町村補助対象事業者に付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (5) 第3号エ(カ)の規定により付した条件に基づき、市町村補助対象事業者から市町村へ財産処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 第3号エ(カ)の規定により付した条件に基づき、市町村補助対象事業者から市町村へこの補助金の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書(別紙1)に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業及び地域密着型サービス等整備等助成事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）
 - ア 事業（変更）計画書（別記様式第1-1号）
 - イ （変更）収支予算書（別記様式第2号）
 - ウ 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第3号）
 - エ その他知事が必要と認める書類

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 事業（変更）計画書（別記様式第1－2号）

イ（変更）収支予算書（別記様式第2号）

ウ 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業並びに介護職員の宿舎施設整備事業及び介護職員の宿舎施設整備事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 事業（変更）計画書（別記様式第1－3号）

イ（変更）収支予算書（別記様式第2号）

ウ 申請額（変更）算出内訳書（別記様式第3号）

エ その他知事が必要と認める書類

（軽微な変更の範囲）

第10条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金所要額に変更がない場合又は事業実施に必要な経費の総額の20%以内の減額の変更とする。

（状況報告）

第11条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在において作成した補助事業遂行状況報告書（別紙3）を当該年度の1月20日までに知事に提出することによって行わなければならない。

（補助金の交付方法）

第12条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第13条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、事業完了日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業及び地域密着型サービス等整備等助成

事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 事業実績報告書（別紙４）

イ 精算額算出内訳書（別記様式第７号）

ウ 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記様式第８号）

エ 市町村実施事業にあつては、以下に掲げる書類

（ア） 契約書又は見積書の写し

（イ） 完成写真

（ウ） 領収書又は請求書の写し

オ 市町村補助事業にあつては、以下に掲げる書類

（ア） 市町村が行う交付決定通知書の写し

（イ） 市町村補助対象事業者が市町村に対して行う実績報告に関する書類の写し

カ その他知事が必要と認める書類

（２） 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 事業実績報告書（別紙４）

イ 精算額算出内訳書（別記様式第７号）

ウ 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記様式第８号）

エ 県補助事業及び市町村実施事業にあつては、以下に掲げる書類

（ア） 契約書又は見積書の写し

（イ） 完成写真

（ウ） 領収書又は請求書の写し

オ 市町村補助事業にあつては、以下に掲げる書類

（ア） 市町村が行う交付決定通知書の写し

（イ） 市町村補助対象事業者が市町村に対して行う実績報告に関する書類の写し

カ その他知事が必要と認める書類

（３） 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業並びに介護職員の宿舍施設整備事業及び介護職員の宿舍施設整備事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

ア 事業実績報告書（別紙４）

イ 精算額算出内訳書（別記様式第７号）

ウ 歳入歳出決算書（見込）抄本（別記様式第８号）

エ 契約書又は見積書の写し

オ 完成写真

カ 領収書又は請求書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

２ 第５条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申

請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（間接補助事業にあっては、第5条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額）が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条ただし書の規定により仕入に係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（その金額が0円の場合を含む。また、前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とし、その様式は、定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行し、平成27年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）交付要綱の規定は、平成27年度の補正予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月17日から施行し、平成29年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行し、平成31年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については、令和2年4月30日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月11日から施行し、令和3年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月26日から施行し、令和4年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備）から適用する。

宮崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備)配分単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円以内	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(1)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、負担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	61,000千円以内	施設数		
小規模な介護医療院	61,000千円以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,600千円以内	整備床数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880千円以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	1,950千円以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	36,600千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	13,000千円以内	施設数		
介護予防拠点	9,710千円以内	施設数		
地域包括支援センター	1,300千円以内	施設数		
生活支援ハウス	38,900千円以内	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,300千円以内	整備床数		
施設内保育施設	13,000千円以内	施設数		
介護施設等の合築等				
別表1(1)の1区分に掲げる地域密着型サービス施設等と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家(住宅以外の既存建築物を含み、賃借物件を除く。)を活用した改修・増築				
認知症高齢者グループホーム	9,710千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
認知症対応型デイサービスセンター				
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
特別養護老人ホーム	1,230千円以内	定員数		
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時(改築時)に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円以内	定員数	市町村及び県が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料		
介護老人保健施設					
介護医療院					
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
養護老人ホーム					
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,580千円以内	施設数			
定員29名以下の地域密着型施設等					
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円以内	定員数	市町村及び市町村が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。	
小規模な介護老人保健施設					
小規模な介護医療院					
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)					
認知症高齢者グループホーム		宿泊定員数			
小規模多機能型居宅介護事業所		定員数			
看護小規模多機能型居宅介護事業所		施設数			
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		15,300千円以内			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	458千円以内	定員数			
都市型軽費老人ホーム	458千円以内		施設数		
小規模な養護老人ホーム	4,580千円以内				
施設内保育施設					
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費(介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)					
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	239千円以内	定員数(転換前床数)	市町村及び県が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料		

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円以内	定員数	市町村及び県が補助する民間事業者が大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施するのに必要な使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
養護老人ホーム				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	458千円以内	定員数		第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		宿泊定員数		
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所		定員数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		7,630千円以内	施設数	
都市型軽費老人ホーム		229千円以内	定員数	
小規模な養護老人ホーム	229千円以内			
施設内保育施設	2,290千円以内	施設数		
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費				
介護予防拠点	109千円以内	1か所	市町村及び市町村が補助する民間事業者が介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費(印刷製本費、修繕料)、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、旅費、役務費(通信運搬費、広告料、手数料)又は委託料	

(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額	
既存施設のユニット化改修					
「個室→ユニット化」改修	1,300千円以内	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化改修等(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(3)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。	
「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	2,600千円以内	整備床数			
○特別養護老人ホームのユニット化 ○介護老人保健施設のユニット化 ○介護医療院のユニット化 ○介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム 					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	800千円以内	整備床数			
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備(介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)					
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	創設 2,440千円以内	転換前床数			
	改築 3,020千円以内				
	改修 1,220千円以内				
介護施設等の看取り環境の整備					
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 	3,820千円以内	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。))。		
共生型サービス事業所の整備					
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,130千円以内	事業所数			

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額	
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	4,710千円以内	必要台数 (定員数を上限とする。)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める基準面積により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。	
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,090千円以内	1か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,540千円以内	1か所			
家族面会室の整備等経費支援	3,820千円以内	施設数			
○ゾーニング環境等の整備を行う次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 					
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業					
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス 	1,070千円以内	定員数	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。		

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区分	2 基準面積	3 補助率	4 対象経費	5 補助額
介護職員の宿舎施設整備事業				
特別養護老人ホーム				
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。)33㎡			
認知症高齢者グループホーム	※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする	1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(5)の(ア)から(エ)まで除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める基準面積により算出した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模多機能型居宅介護事業所				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの				

(6) 地域密着型サービス等整備等助成事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880千円以内	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(1)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	61,000千円以内	施設数		
小規模な介護医療院	61,000千円以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,600千円以内	整備床数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,880千円以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	1,950千円以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	36,600千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	36,600千円以内	施設数		
施設内保育施設	13,000千円以内	施設数		
介護施設等の合築等				
別表1(6)の1区分に掲げる地域密着型サービス施設等を合築・併設する地域密着型特別養護老人ホーム	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる		
空き家(住宅以外の既存建築物を含み、賃借物件を除く。)				
認知症高齢者グループホーム	9,710千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
認知症対応型デイサービスセンター				
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備				
特別養護老人ホーム	1,230千円以内	整備床数		
介護老人保健施設				
介護医療院				
養護老人ホーム				
軽費老人ホーム				

(7) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分）

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費					
定員30名以上の広域型施設等					
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円以内	定員数	市町村及び県が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。	
介護老人保健施設					
介護医療院					
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
養護老人ホーム					
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
定員29名以下の地域密着型施設等					
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	914千円以内	定員数	市町村及び市町村が補助する民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料		第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設					
小規模な介護医療院					
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）					
認知症高齢者グループホーム					
小規模多機能型居宅介護事業所				宿泊定員数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所					
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	定員数				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300千円以内	施設数			
都市型軽費老人ホーム	458千円以内	定員数			
小規模な養護老人ホーム	458千円以内				
施設内保育施設	4,580千円以内		施設数		

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
養護老人ホーム				
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
定員29名以下の地域密着型施設等			458千円以内	定員数
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室				
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所		宿泊定員数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。))であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		定員数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,630千円以内	施設数		
都市型軽費老人ホーム	229千円以内	定員数		
小規模な養護老人ホーム	229千円以内			
施設内保育施設	2,290千円以内	施設数		

市町村及び県が補助する民間事業者が大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入を実施するのに必要な使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)

第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

(8) 介護職員の宿舎施設整備事業(一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)

1 区分	2 基準面積	3 補助率	4 対象経費	5 補助額
介護職員の宿舎施設整備事業				
<p>特別養護老人ホーム</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p> <p>ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p> <p>認知症高齢者グループホーム</p> <p>小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅(スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。)であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p>	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共有部分を含む。)33㎡</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする</p>	<p>1/3</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(5)の(ア)から(エ)まで除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含み、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める基準面積により算定した額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。</p>